

第4回定例会会議録

平成27年12月14日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（古越 弘君） おはようございます。これより、本会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名、井田理恵議員、所要のため欠席する旨の届け出がありました。

理事者側では、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

これより、委員長報告を求めます。

12月4日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議、審査願いました議案・陳情について、日程に従いまして、各常任委員長から報告願います。

―――日程第1 議案第84号 第5次御代田町長期振興計画基本構想案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第1 議案第84号 第5次御代田町長期振興計画基本構想案について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（仁科英一君） おはようございます。1ページをお開きください。

平成27年12月14日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

議案第84号 第5次御代田町長期振興計画基本構想案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（古越 弘君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第84号について

を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第84号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、日程第1 議案第84号 第5次御代田町長期振興計画基本構想案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第2 議案第85号 町道の路線認定について―――

○議長(古越 弘君) 日程第2 議案第85号 町道の路線認定について、委員長の報告を求めます。

茂木 勲町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 茂木 勲君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(茂木 勲君) それでは、2ページをお開きください。

平成27年12月14日

御代田町議会議長 古越 弘様

町民建設経済常任委員長 茂木 勲

委員会審査報告書

議案第85号 町道の路線認定について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定

しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（古越 弘君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第85号についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第85号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、日程第2 議案第85号 町道の路線認定については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第3 議案第86号 御代田町町税条例等の一部を改正

する条例案について―――

―――日程第4 議案第87号 御代田町消防団員等公務災害補償

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（古越 弘君） 日程第3 議案第86号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について、日程第4 議案第87号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（仁科英一君） 1 ページをお開きください。

平成 27 年 12 月 14 日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

議案第 86 号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について

議案第 87 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告します。

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第 86 号、議案第 87 号についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 86 号、議案第 87 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、日程第 3 議案第 86 号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案

について、日程第4 議案第87号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第5 議案第88号 平成27年度御代田町一般会計補正予算案（第5号）について―――

○議長（古越 弘君） 日程第5 議案第88号 平成27年度御代田町一般会計補正予算案（第5号）について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（仁科英一君） 1ページをお開きください。

平成27年12月14日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

議案第88号 平成27年度御代田町一般会計補正予算案（第5号）について

（総務福祉文教常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

○議長（古越 弘君） ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

（町民建設経済常任委員長 茂木 勲君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（茂木 勲君） なし。

○議長（古越 弘君） 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま各常任委員長から報告がありました議案第88号についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 88 号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、日程第 5 議案第 88 号 平成 27 年度御代田町一般会計補正予算案(第 5 号)については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第 6 議案第 89 号 平成 27 年度御代田町御代田財産区
特別会計補正予算案(第 1 号)について―――

―――日程第 7 議案第 90 号 平成 27 年度御代田町国民健康保険
事業勘定特別会計補正予算案(第 2 号)について―――

―――日程第 8 議案第 91 号 平成 27 年度御代田町介護保険事業
勘定特別会計補正予算案(第 2 号)について―――

―――日程第 9 議案第 92 号 平成 27 年度御代田町後期高齢者医
療特別会計補正予算案(第 1 号)について―――

○議長(古越 弘君) 日程第 6 議案第 89 号 平成 27 年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案(第 1 号)について、日程第 7 議案第 90 号 平成 27 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第 2 号)について、日程第 8 議案第 91 号 平成 27 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第 2 号)について、日程第 9 議案第 92 号 平成 27 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第 1 号)について、委員長の報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(仁科英一君) 1ページをお開きください。

平成27年12月14日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

委員会審査報告書

議案第89号 平成27年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案(第1号)
について

議案第90号 平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案
(第2号)について

議案第91号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第
2号)について

議案第92号 平成27年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)
について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

○議長(古越 弘君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第89号から議案第
92号についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第89号から議案第92号については、討論を省略し、直ちに一括して採決
に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略して、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、日程第6 議案第89号 平成27年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案(第1号)について、日程第7 議案第90号 平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第2号)について、日程第8 議案第91号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第2号)について、日程第9 議案第92号 平成27年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第10 議案第93号 平成27年度御代田町公共下水道事

業特別会計補正予算案(第2号)について―――

○議長(古越 弘君) 日程第10 議案第93号 平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第2号)について、委員長の報告を求めます。

茂木 勲町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 茂木 勲君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(茂木 勲君) 2ページをお開きください。

平成27年12月14日

御代田町議会議長 古越 弘様

町民建設経済常任委員長 茂木 勲

委員会審査報告書

議案第93号 平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第2号)について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(古越 弘君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第93号についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第93号については、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、日程第10 議案第93号 平成27年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第2号)については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第11 陳情第12号 介護労働者の処遇改善及び人員配置

基準の改善を求める陳情―――

○議長(古越 弘君) 日程第11 陳情第12号 介護労働者の処遇改善及び人員配置
基準の改善を求める陳情について、審査報告を求めます。

仁科英一総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 仁科英一君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(仁科英一君) 3ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 趣旨採択とすべきもの

1. 件 名 陳情第12号

介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情

(12月4日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

なお、審査の結果、採択すべきが2、趣旨採択3で、採決の結果、趣旨採択としました。

平成27年12月14日

御代田町議会議長 古越 弘様

総務福祉文教常任委員長 仁科英一

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました陳情第12号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第12号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、陳情第12号については、趣旨採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、日程第11 陳情第12号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

――― 日程第12 陳情第13号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情 ―――

――― 日程第13 陳情第14号 最低制限価格の設定に関する陳情 ―――

○議長（古越 弘君） 日程第 1 2 陳情第 1 3 号 国土交通省告示第 1 5 号の履行に関する陳情について、日程第 1 3 陳情第 1 4 号 最低制限価格の設定に関する陳情についての審査報告を求めます。

茂木 勲町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 茂木 勲君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（茂木 勲君） 4 ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

（1）趣旨採択とすべきもの

1. 件 名 陳情第 1 3 号

国土交通省告示第 1 5 号の履行に関する陳情

（1 2 月 4 日の議会において付託）

2. 件 名 陳情第 1 4 号

最低制限価格の設定に関する陳情

（1 2 月 4 日の議会において付託）

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日

御代田町議会議長 古越 弘様

町民建設経済常任委員長 茂木 勲

以上です。

○議長（古越 弘君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました陳情第 1 3 号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第13号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、陳情第13号については、趣旨採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、日程第12 陳情第13号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、日程第13 陳情第14号についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第14号は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、陳情第14号については、趣旨採択とのことであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、日程第13 陳情第14号 最低制限価格の設定に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

ただいま、町長より議案が3件提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から第3とし、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第94号から議案第96号を追加日程第1から第3とし、議題とすることに決しました。

――追加日程第1 議案第94号 教育長の任命について――

○議長(古越 弘君) 追加日程第1 議案第94号 教育長の任命についてを議題とします。

櫻井教育長には退席願います。

(櫻井教育長退席)

○議長(古越 弘君) 提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

(総務課長 尾台清注君 登壇)

○総務課長(尾台清注君) それでは、追加議事日程の1ページをお開きいただきたいと思います。

本年4月1日から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。この法改正によりまして、教育行政における責任体制の明確化を図るため、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることとなりました。

当町でも、4月以降も継続性、安定性の観点から、現教育長が任期満了まで在職することを原則とした経過措置に基づきまして、従来からの体制で教育委員会を運営してまいりました。

12月20日に、委員長であります上原教育委員が任期満了を迎えることとなりまして、当町としましてはここを機会として、新たな教育長制度へ移行したいと考えております。

移行するに当たっては、現教育長は任期中であることから、一旦辞職した後、改めて新たな教育長として任命する必要があるがございます。そのため、追加議案を提出させていただきます。

議案第94号 教育長の任命について

下記の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 御代田町大字御代田2429番地6

氏 名 櫻井雄一

生年月日 昭和19年2月22日生

71歳でございます。

平成27年12月14日提出

御代田町長

教育長の任命同意をお願いいたします。櫻井雄一氏は、新潟大学卒業後、昭和42年、南相木中学校教諭として新任、勤務以来、平成16年3月、御代田北小学校校長に、定年退職されてございます。

また、教育長として4年余、御代田町の教育並びに町行政の発展に御尽力いただいたところでございます。

以上申し上げたとおり、櫻井氏は長年にわたり教育行政の現場に御活躍され、学校教育の指導、生涯学習ともに豊富な経験を有しておりまして、人格、識見ともに適任者であり、教育長として任命いたしたく御提案申し上げ、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成27年12月21日から、平成30年12月20日までの3年間でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第94号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第94号 教育長の任命については、原案のとおり同意することに

決しました。

――追加日程第2 議案第95号 御代田町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定する条例案について――

○議長（古越 弘君） 追加日程第2 議案第95号 御代田町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 追加議事日程2ページをお願いいたします。

議案第95号 御代田町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定する条例案について、ご説明申し上げます。

御代田町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出する。

平成27年12月14日提出

御代田町長

この条例は、マイナンバーの利用については、法定利用事務として番号法の9条第1項別表第1に定められておりますけれども、市町村独自の行政サービスにおいて利用する個人番号及び自治体内の同一執行機関における複数の事務間で特定個人情報を移転し、個人番号を利用する場合には、第9条第2項で条例に規定することとされております。この規定に基づきまして、当町では独自利用事務として別表1に不妊治療費助成事業ほか3事務、町内連携事務では、別表2の児童福祉法による障害児通所給付事務等ほか8事務、以上についてマイナンバーを利用できると指定してございます。

また、別表で定める事務内容については、条例施行規則で定めることとしてござ

います。

それでは、条例案を説明させていただきます。

第1条では趣旨を、第2条で定義、第3条として町の責務、第4条にて個人番号の利用範囲、第5条では必要事項は規則で定めると委任を規定してございます。

附則として、条例施行を平成28年1月1日としてございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第95号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、追加日程第2 議案第95号 御代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定する条例案については、原案のとおり決しました。

――追加日程第3 議案第96号 平成27年度御代田町一般会計

補正予算案（第6号）について――

○議長（古越 弘君） 追加日程第3 議案第96号 平成27年度御代田町一般会計補正予算案（第6号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、追加議事日程の9ページをごらんください。

議案第96号 平成27年度御代田町一般会計補正予算案についてご説明いたします。

本補正予算案につきましては、本議会で上程をさせていただきました第5号の予算案を決定後、動きがございまして、その分を今議会で議決をいただいておりますと、事業の執行に支障が出てくるということで、追加提案をさせていただくものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

平成27年度御代田町一般会計補正予算（第6号）

平成27年度御代田町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ277万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億337万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。まず、歳入でございます。款15県支出金、項2県補助金、既定額に277万8,000円を追加するものでございます。

こちらにつきましては、農山漁村活性化プロジェクト交付金の追加交付分に係る計上でございます。歳入合計といたしましては、既定額に277万8,000円を追加し、64億337万9,000円とするものでございます。

次に、3ページをごらんください。

歳出でございます。款6農林水産業費、項3農地費でございます。既定額に540万円の増額補正でございます。こちらにつきましては、町道東雪窓線沿いの雨池用水の改修工事でございます。プロ工の追加分、この追加分で予定工区を完了することができる見込みとなっております。

款8土木費、項2道路橋梁費でございますが、こちらにつきましては、既定額に602万6,000円の追加でございます。増額補正でございます。こちらにつきましては、町土地開発公社に依頼をいたしまして、先行取得した道路用地について、地価下落による簿価との差額分を補填するものでございまして、基準の価格で購入することによって、これを補助事業の対象とすることができるというものでござい

ます。

款 1 4、項 1 予備費です。既定額から 8 6 4 万 8, 0 0 0 円を減額いたしまして、調整をさせていただいております。

歳出合計が既定額に 2 7 7 万 8, 0 0 0 円を増加し、6 4 億 3 3 7 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（古越 弘君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。市村千恵子議員。

（1 2 番 市村千恵子君 登壇）

○1 2 番（市村千恵子君） 議席番号 1 2 番、市村千恵子です。1 点お聞きいたします。

7 ページお願いいたします。歳出の農林水産費、目、団体営土地改良事業費ということで、説明のほうで農山漁村活性化プロジェクトということで、今東雪窓線の雨池用水の改良ということでお話しされて、これで工区が全部完了するということなんですけれども、今回が延長どのくらいで、それでどのくらいを終了と見ているのかと、これで全工区完了ということでしたので、ちょっとその内容を説明していただきたいと思います。

○議長（古越 弘君） 荻原産業経済課長。

（産業経済課長 荻原春樹君 登壇）

○産業経済課長（荻原春樹君） それでは、私から農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、今回の補正をお願いしてございます内容を御説明をいたします。

本事業で進めております工区でございますが、ミネベア株式会社の東側の町道であります町道東雪窓線沿いの雨池用水の改良工事となっております。こちら、当初の計画では平成 2 6 年、2 7 年の 2 年間によりまして、全長 7 2 6 . 7 m の整備を完了する予定でございました。しかし、こちらの工区、交付金が満額交付とならずに、計画どおりに整備が進まない状況となっております。

当初予算では、3, 0 0 0 万円の事業費を計上してございましたが、実際には 1, 5 4 0 万円ほどの工事費しか着工できないような状況となっております。当初計画では 1 7 8 m の工区で予定してございました。しかし、残り 2 5 0 m ほど工事ができない状況がございましたが、県より国の割り当てで 2, 0 0 0 万円の事業

費ができるところを探しているというような状況がございまして、この2,000万円の事業費があれば、27年当初計画どおりに事業執行ができるということで、手を挙げさせていただきました。

本事業につきましては、現在の割り当てというようなことで、平成28年度に繰り越しをしまして、残り250mほどの工事を実施させていただきたいというふうを考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 今繰り越しということだったので、工事完了予定はいつを見込んでるのでしょうか。

○議長（古越 弘君） 荻原産業経済課長。

（産業経済課長 荻原春樹君 登壇）

○産業経済課長（荻原春樹君） 工事の完了予定ということでございます。本工事につきましては、児玉雨池用水というような状況の中で、農繁期の工事はできないような状況がございます。3月には工事発注をしておりますけれども、この間、農繁期の期間中は工事ができないということで、秋以降本格的な工事が施工されるという状況でございます。

今のところ正確な工期の予定は、いまだ正確には工期の設定をしてございませんが、29年の3月までには工事完了となればよいということで、国、県の確認をとっているところでございます。

以上です。

○議長（古越 弘君） 市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（古越 弘君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第96号を採決します。

本案は、原案の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、追加日程第3 議案第96号 平成27年度御代田町一般会計補正予算案(第6号)については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて閉会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長挨拶――

○議長(古越 弘君) 閉会に先立ち、町長より挨拶を願います。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) 12月定例議会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

議員の皆様には、11日間にわたり慎重に御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

本議会に提案いたしました全ての案件について御決定をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

御決定いただきました予算に基づく諸事業の執行に当たりましては、議員の皆様からいただきました貴重な御意見や御批判に真摯に耳を傾けて運営に努めてまいります。

なお、クラインガルテン事業につきましては、大変御迷惑をおかけしておりますことに、心よりおわびを申し上げます。大変申しわけありません。

新年度からは、全てのラウベが利用され、なおかつ快適な環境のもとで御利用いただける取り組みにあわせまして、交流事業につきましても充実させてまいりますので、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ことしも残すところわずかとなりました。年末年始の大変お忙しい時期でもありますが、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただきまして、一層の御活躍をいただきますよう御期待申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（古越 弘君） ただいま町長の挨拶にありましてとおり、提出された議案は全て可決となりました。しかし、委員会の審議の中で、懸案となっておる事業について、町の事業の進め方、対応について不十分な点を指摘しております。

については、指摘された点を十分考慮、検討し、事業を進めることを求めたいと思います。

――閉 会――

○議長（古越 弘君） それでは、これにて平成27年第4回御代田町議会定例会を閉会とします。

大変御苦労さまでした。

閉 会 午前10時50分